

## 沖縄県社会福祉大会表彰規程内規

1. この内規は、沖縄県社会福祉大会表彰規程（以下「規程」という）の施行に関する事項について定める。
2. 規程の社会福祉事業とは社会福祉法第2条に掲げる事業及びそれに準ずる事業をいう。
3. 規程第3項（1）の特別功労者は、次の要件を満たす者とし、故人・現存者を問わない。ただし、現職でない者については、その職を離れてから3年（当該年度の10月31日を基準日とする。）を超えないものとする。（但書については、第53回大会より適用する）
  - (1) アの「功労顕著」とは、社会福祉事業に対する特別かつ多大な貢献をさし、所属する法人・団体・施設等内における功績に加え、市町村、地区又は県域での活動功績のある者を対象とする。
  - (2) イの「貢献」については、概ね次のとおりとする。ただし、準備委員会が認めた場合はその限りではない。
    - ① 里親  
里子を通算5年以上養育している里親
    - ② 手芸・生け花等の指導者  
指導歴10年以上の者  
有償の場合は対象としない
    - ③ 心配ごと相談所等の相談員  
相談員歴10年以上、かつ平均週1回以上相談員として活動する者
  - (3) イの「奉仕活動」については概ね次のとおりとする。ただし、準備委員会が認めた場合はその限りではない。
    - ① ボランティア（個人）  
活動歴10年以上の者。ただし、活動の頻度は平均月1回以上であることとし、団体会員の場合は現任の代表者であること
    - ② ボランティア団体  
活動歴10年以上の団体。ただし活動の頻度は平均月1回以上であること
    - ③ ボランティア活動推進校  
活動歴10年以上で現在、市町村社会福祉協議会推進校の指定を受けている学校等。  
ただし活動の頻度は平均月1回以上であること
    - ④ 「奉仕活動」の範囲  
ア 社会福祉事業に対する貢献活動  
イ 地域保健事業に対する貢献活動  
ウ その他準備委員会が認める社会貢献活動
  - (4) エの「多大な功績」については概ね次のとおりとする。
    - ① 学識者等で本県の社会福祉に関する審議会、委員会等の委員及び大会・研修会等での講師を通算10年以上務めている者
4. 規程第3項（1）の対象者は、当該市町村の社会福祉大会又は当該種別の県大会で既に表彰された者とする。ただし該当する大会等がない場合はその限りではない。

5. 規程第3項(2)、同(3)の勤続年数は当該年度の10月31日現在で算定する。ただし規程第3項(2)アの民生委員・児童委員については、同委員の改選年度に限り11月30日現在で算定することができる。
6. 規程第3項(2)、同(3)の勤続年数は原則として非常勤職員の期間を含まない。ただし介護職等の直接処遇職員については非常勤職にあっても算定できるものとする。また、在任・在職期間が中断されている場合は、在任・在職期間を通算するものとする。なお就業規則で認められた休暇や部分休業は、在職期間に含めるものとする。その他、在職期間の算定にあたっての休職・休業・休暇に関する取り扱いは、就業規則の「勤続年数の通算」の解釈等を参考にして、個別に判断する。
7. 規程第3項(4)の「優良社会福祉施設・団体」については、活動歴10年以上の団体とする。なお、自治会や地域の団体・グループ組織等の場合においては、特別功労表彰(ボランティア団体等)の表彰対象とする。
8. 規程第4項(1)の「多額の金品」とは、個人、団体とも100万円以上とする。ただし累計して100万円に達した場合も含まれる。